

# 官報

号 外  
国会会議録

令和八年三月三十日

## ○第二百一十一回 参議院会議録第六号

令和八年三月三十日(月曜日)

午後四時三十一分開議

### ○議事日程 第六号

令和八年三月三十日  
午後四時三十分 本会議

- 第一 令和八年度一般会計暫定予算
- 第二 令和八年度特別会計暫定予算
- 第三 令和八年度政府関係機関暫定予算

○本日の会議に付した案件  
議事日程のとおり

○議長(関口昌一君) これより会議を開きます。

日程第一 令和八年度一般会計暫定予算  
 日程第二 令和八年度特別会計暫定予算  
 日程第三 令和八年度政府関係機関暫定予算  
 以上三案を一括して議題といたします。  
 まず、委員長の報告を求めます。予算委員長藤川政人君。

(審査報告書は本号末尾に掲載)

(藤川政人君登壇、拍手)

○藤川政人君 たいいま議題となりました令和八

令和八年三月三十日 参議院会議録第六号 令和八年度一般会計暫定予算外二件

年度暫定予算三案の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今回の暫定予算は、四月一日から十一日までの期間について編成されたものであります。

暫定予算三案は、三月二十七日に国会に提出され、本日、衆議院から送付の後、財務大臣から趣旨説明を聴取し、質疑を行いました。

質疑は、暫定予算提出に至った経緯、中東情勢緊迫化に伴う予算修正の必要性、充実した予算審議の重要性、社会保障国民会議の位置付け、中東情勢をめぐる政府の外交方針、継戦能力の一環としての法的対処能力など、多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論、採決の結果、令和八年度暫定予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(関口昌一君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(関口昌一君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(関口昌一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百四十一  
 賛成 二百三十  
 反対 十一  
 よって、三案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(関口昌一君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 関口 昌一君  
 副議長 福山 哲郎君

中田 優子君 宮出 千慧君  
 平戸 航太君 櫻井 祥子君  
 後藤 翔太君 小林 さやか君  
 安達 悠司君 塩入 清香君  
 庭田 幸恵君 杉本 純子君  
 初鹿野裕樹君 竹詰 仁君  
 堂込麻紀子君 大津 力君  
 岩本 麻奈君 山中 泉君  
 浜口 誠君 松田 学君  
 安藤 裕君 梅村みずほ君  
 磯崎 哲史君 神谷 宗幣君  
 上田 清司君 奥村 祥大君  
 白川 容子君 かごしま彰宏君  
 岩渕 友君 大門実紀史君  
 牛田 菜友君 水野 孝一君  
 山添 拓君 江原くみ子君  
 原田 秀一君 吉良よし子君  
 山田 吉彦君 伊藤 辰夫君  
 仁比 聡平君 岡崎 太君

田村 まみ君 芳賀 道也君  
 小池 晃君 石 平君  
 足立 康史君 後藤 齋君  
 金子 道仁君 松野 明美君  
 浜野 喜史君 伊藤 孝恵君  
 青島 健太君 中条きよし君  
 舟山 康江君 榛葉賀津也君  
 川合 孝典君 嘉田由紀子君  
 高木かおり君 串田 誠一君  
 片山 大介君 石井 苗子君  
 柴田 巧君 松沢 成文君  
 浅田 均君 猪瀬 直樹君  
 上野はたる君 若林 洋平君  
 新実 彰平君 山本 啓介君  
 ながえ孝子君 佐々木りえ君  
 永井 学君 友納 理緒君  
 石井めぐみ君 福山 守君  
 脇 雅昭君 古庄 玄知君  
 長谷川英晴君 藤井 一博君  
 星 北斗君 小林 一大君  
 加藤 明良君 生稲 晃子君  
 赤松 健君 宮本 周司君  
 阿達 雅志君 山田 宏君  
 井上 義行君 滝波 宏文君  
 上月 良祐君 北村 経夫君  
 三原じゅん子君 堀井 巖君  
 舞立 昇治君 山下 雄平君  
 野上浩太郎君 松村 祥史君  
 古賀友一郎君 高橋 克法君  
 酒井 庸行君 佐藤 啓君  
 山谷えり子君 宮沢 洋一君  
 野村 哲郎君 小野田紀美君  
 牧野たかお君 片山さつき君  
 望月 良男君 北村 晴男君  
 平山佐知子君 齊藤健一郎君  
 百田 尚樹君 神谷 政幸君  
 梶原 大介君 越智 俊之君

若井 敦子君	宮本 和宏君
東野 秀樹君	山本佐知子君
吉井 章君	いんどう周作君
かまやち敏君	寺田 静君
白井 正一君	本田 顕子君
加田 裕之君	朝日健太郎君
進藤金日子君	今井絵理子君
こやり隆史君	石田 昌宏君
馬場 成志君	藤川 政人君
長谷川 岳君	江島 潔君
渡辺 猛之君	青木 一彦君
磯崎 仁彦君	石井 浩郎君
中西 祐介君	山本 順三君
岡田 直樹君	石井 準一君
松山 政司君	末松 信介君
有村 治子君	高良 沙哉君
安野 貴博君	伊波 洋一君
尾辻 朋実君	高橋はるみ君
清水 真人君	郡山りょう君
出川 桃子君	西田 英範君
泉 房穂君	見坂 茂範君
小林孝一郎君	鈴木 大地君
高木 真理君	岩本 剛人君
小川 克巳君	船橋 利実君
山田 太郎君	自見はなこ君
藤木 真也君	松川 るい君
打越さく良君	大家 敏志君
上野 通子君	森 まさこ君
古川 俊治君	猪口 邦子君
松下 新平君	福岡 資麿君
浅尾慶一郎君	西田 昌司君
吉田 忠智君	櫻井 充君
鶴保 庸介君	橋本 聖子君
木村 義雄君	鈴木 宗男君
吉川 沙織君	中曽根弘文君
ラサール石井君	奥田ふみよ君
福島みずほ君	山内佳菜子君

伊勢崎賢治君	福士 珠美君
小島とも子君	大島九州男君
横沢 高德君	村田 享子君
三上 えり君	古賀 千景君
柴 慎一君	鬼木 誠君
羽田 次郎君	塩村あやか君
田島麻衣子君	岸 真紀子君
石垣のりこ君	熊谷 裕人君
木戸口英司君	古賀 之士君
杉尾 秀哉君	小沢 雅仁君
石橋 通宏君	勝部 賢志君
森本 真治君	小西 洋之君
徳永 エリ君	齋藤 嘉隆君
水岡 俊一君	田名部匡代君
広田 一君	牧山ひろえ君
森 ゆうこ君	青木 愛君
蓮 舫君	辻元 清美君
長浜 博行君	川村 雄大君
佐々木雅文君	司 隆史君
下野 六太君	窪田 哲也君
原田大二郎君	伊藤 孝江君
宮崎 勝君	竹内 真二君
里見 隆治君	三浦 信祐君
杉 久武君	横山 信一君
上田 勇君	秋野 公造君
高橋 光男君	平木 大作君
竹谷とし子君	石川 博崇君
谷合 正明君	西田 実仁君
天畠 大輔君	

文部科学大臣	松本 洋平君
厚生労働大臣	上野賢一郎君
農林水産大臣	鈴木 憲和君
経済産業大臣	赤澤 亮正君
国土交通大臣	金子 恭之君
環境大臣	石原 宏高君
防衛大臣	小泉進次郎君
国務大臣	木原 稔君
国務大臣	松本 尚君
国務大臣	牧野たかお君
国務大臣	あかま二郎君
国務大臣	黄川田仁志君
国務大臣	城内 実君

議長報告事項

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 石井 準一君 補欠 脇 雅昭君

辞任 加田 裕之君 補欠 中西 祐介君

辞任 見坂 茂範君 補欠 藤川 政人君

辞任 福岡 資麿君 補欠 いんどう周作君

文教科学委員

辞任 松山 政司君 補欠 上野 通子君

厚生労働委員

辞任 いんどう周作君 補欠 福岡 資麿君

辞任 若井 敦子君 補欠 本田 顕子君

経済産業委員

辞任 中西 祐介君 補欠 加田 裕之君

国土交通委員

辞任 藤川 政人君 補欠 見坂 茂範君

辞任 本田 顕子君 補欠 若井 敦子君

環境委員

辞任 上野 通子君 補欠 松山 政司君

脇 雅昭君 補欠 石井 準一君

国務大臣

内閣府特命担当大臣(デジタル大臣) 脇 雅昭君

内閣府特命担当大臣(サイバー安全保障) いんどう周作君

内閣府特命担当大臣(国家安全保障) 藤川 政人君

内閣府特命担当大臣(デジタル大臣) 脇 雅昭君

内閣府特命担当大臣(サイバー安全保障) いんどう周作君

内閣府特命担当大臣(国家安全保障) 藤川 政人君

内閣府特命担当大臣(デジタル大臣) 脇 雅昭君

内閣府特命担当大臣(サイバー安全保障) いんどう周作君

内閣府特命担当大臣(国家安全保障) 藤川 政人君

予算委員

朝日健太郎君 生稲 晃子君  
石田 昌宏君 加田 裕之君  
かまやち敏君 長谷川英晴君  
古庄 玄知君 上野 通子君  
こやり隆史君 山田 太郎君  
自見はなこ君 鈴木 大地君  
船橋 利実君 赤松 健君  
松川 るい君 石井 浩郎君  
山本佐知子君 江島 潔君  
吉井 章君 岩本 剛人君  
脇 雅昭君 寺田 静君  
郡山りよう君 村田 享子君  
岡崎 太君 新実 彰平君  
梅村みずほ君 塩入 清香君  
白川 容子君 大門実紀史君  
奥田ふみよ君 大島九州男君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。  
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第四号)  
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)  
総務委員会に付託  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)  
外交防衛委員会に付託  
財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一号)  
東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第二号)  
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)

同日本院は、人事官に菅原晶子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公正取引委員会委員に若林亜理砂君及び矢尾和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、国家公安委員会委員に佐古和恵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、サイバー通信情報監視委員会委員長に近藤宏子君を、同委員に新井悠君、田邊國昭君、上沼紫野君及び福田健介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭君、石川千晶君及び大江裕幸君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野君及び浅田統一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、労働保険審査会委員に飯島淳子君及び永野仁美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨君及び井深陽子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、社会保険審査会委員長に高橋讓君を、同委員に鈴木ひろみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、運輸審議会委員に二村真理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

総務委員

神谷 宗幣君 補欠 山中 泉君

法務委員

有村 治子君 補欠 小林 一大君

外交防衛委員

白井 正一君 補欠 磯崎 仁彦君  
小林 一大君 有村 治子君  
石 平君 石井めぐみ君  
山中 泉君 神谷 宗幣君

厚生労働委員

山内佳菜子君 補欠 鬼木 誠君  
新実 彰平君 上野ほたる君

経済産業委員

上野ほたる君 補欠 新実 彰平君

国土交通委員

西田 実仁君 補欠 司 隆史君  
石井めぐみ君 石 平君

環境委員

磯崎 仁彦君 補欠 白井 正一君

国家基本政策委員

山田 吉彦君 補欠 伊藤 孝恵君

予算委員

赤松 健君 補欠 山田 宏君  
生稲 晃子君 朝日健太郎君  
石井 浩郎君 松川 るい君  
岩本 剛人君 浅尾慶一郎君  
上野 通子君 古庄 玄知君  
江島 潔君 山本佐知子君

決算委員

長谷川英晴君 補欠 かまやち敏君  
山田 太郎君 こやり隆史君  
村田 享子君 郡山りよう君  
塩入 清香君 梅村みずほ君

財政金融委員会に付託  
高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)  
文教科学委員会に付託  
農業構造転換の推進に必要な施策の集中的な実施の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付に関する臨時措置法案(閣法第一号)  
日本中央競馬会法の一部を改正する法律案(閣法第一二号)  
農林水産委員会に付託  
同日次の質問主意書を内閣に転送した。  
集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准等に関する質問主意書(伊勢崎賢治君提出)(第一七号)  
陸上自衛隊健康軍駐屯地におけるミサイル配備及び保安距離の確保に関する質問主意書(石垣のりこ君提出)(第一八号)

同日本院は、人事官に菅原晶子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公正取引委員会委員に若林亜理砂君及び矢尾和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、国家公安委員会委員に佐古和恵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、サイバー通信情報監視委員会委員長に近藤宏子君を、同委員に新井悠君、田邊國昭君、上沼紫野君及び福田健介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭君、石川千晶君及び大江裕幸君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野君及び浅田統一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、労働保険審査会委員に飯島淳子君及び永野仁美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨君及び井深陽子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、社会保険審査会委員長に高橋讓君を、同委員に鈴木ひろみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、運輸審議会委員に二村真理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

行政監視委員

赤松 健君 補欠 船橋 利実君  
生稲 晃子君 朝日健太郎君  
岩本 剛人君 吉井 章君  
上野 通子君 古庄 玄知君  
江島 潔君 山本佐知子君  
加田 裕之君 石田 昌宏君  
大島九州男君 奥田ふみよ君

同日本院は、人事官に菅原晶子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公正取引委員会委員に若林亜理砂君及び矢尾和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、国家公安委員会委員に佐古和恵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、サイバー通信情報監視委員会委員長に近藤宏子君を、同委員に新井悠君、田邊國昭君、上沼紫野君及び福田健介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭君、石川千晶君及び大江裕幸君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野君及び浅田統一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、労働保険審査会委員に飯島淳子君及び永野仁美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨君及び井深陽子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、社会保険審査会委員長に高橋讓君を、同委員に鈴木ひろみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、運輸審議会委員に二村真理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

同日本院は、人事官に菅原晶子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公正取引委員会委員に若林亜理砂君及び矢尾和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、国家公安委員会委員に佐古和恵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、サイバー通信情報監視委員会委員長に近藤宏子君を、同委員に新井悠君、田邊國昭君、上沼紫野君及び福田健介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭君、石川千晶君及び大江裕幸君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野君及び浅田統一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、労働保険審査会委員に飯島淳子君及び永野仁美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨君及び井深陽子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、社会保険審査会委員長に高橋讓君を、同委員に鈴木ひろみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、運輸審議会委員に二村真理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

議院運営委員

鈴木 大地君 補欠 自見はなこ君  
上野ほたる君 岡崎 太君

同日本院は、人事官に菅原晶子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公正取引委員会委員に若林亜理砂君及び矢尾和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、国家公安委員会委員に佐古和恵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、サイバー通信情報監視委員会委員長に近藤宏子君を、同委員に新井悠君、田邊國昭君、上沼紫野君及び福田健介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭君、石川千晶君及び大江裕幸君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野君及び浅田統一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、労働保険審査会委員に飯島淳子君及び永野仁美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨君及び井深陽子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、社会保険審査会委員長に高橋讓君を、同委員に鈴木ひろみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、運輸審議会委員に二村真理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

同日本院は、人事官に菅原晶子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公正取引委員会委員に若林亜理砂君及び矢尾和子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、国家公安委員会委員に佐古和恵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、サイバー通信情報監視委員会委員長に近藤宏子君を、同委員に新井悠君、田邊國昭君、上沼紫野君及び福田健介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に市木政昭君、石川千晶君及び大江裕幸君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に佐藤綾野君及び浅田統一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、労働保険審査会委員に飯島淳子君及び永野仁美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に菅原琢磨君及び井深陽子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、社会保険審査会委員長に高橋讓君を、同委員に鈴木ひろみ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、運輸審議会委員に二村真理子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に山下直美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

令和八年三月三十日 参議院会議録第六号 議長 の 報告事項

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間にける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間にける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間にける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第三三二号)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

同日議長は、次の議員提案を予備審査のため衆議院に送付した。

政党交付金の交付を受ける政党的組織及び管理運営の透明性及び公正性の向上を図るための制度の導入に関する法律案(竹詰仁君外一名発議)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員奥田ふみよ君提出参議院本会議における質疑に対する高市内閣総理大臣の答弁に関する質問に対する答弁書(第一三三三号)

参議院議員高良沙哉君提出国民保護法における国及び地方公共団体の役割分担等の在り方に関する質問に対する答弁書(第一四四号)

参議院議員石垣のりこ君提出奨学金返済減税の導入に否定的な高市内閣総理大臣の答弁に関する質問に対する答弁書(第一五五号)

参議院議員石垣のりこ君提出外国人留学生在の在籍管理に係る改善指導対象校への私立大学等経常費補助金の交付再開に関する質問に対する答弁書(第一六六号)

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 西田 実仁君 補欠 隆史君

外交防衛委員

有村 治子君 補欠 小林 一大君

磯崎 仁彦君 補欠 白井 正一君

石井めぐみ君 補欠 石 平君

神谷 宗幣君 補欠 山中 泉君

厚生労働委員 上野はたる君 補欠 新実 彰平君

経済産業委員 新実 彰平君 補欠 上野はたる君

国土交通委員 新実 彰平君 補欠 上野はたる君

見坂 茂範君 補欠 中西 祐介君

司 隆史君 補欠 西田 実仁君

環境委員

白井 正一君 補欠 磯崎 仁彦君

浅尾慶一郎君 補欠 吉井 章君

かまやち敏君 補欠 長谷川英晴君

松川 るい君 補欠 生稲 晃子君

山田 宏君 補欠 船橋 利実君

田島麻衣子君 補欠 石垣のりこ君

山田 吉彦君 補欠 かこしま彰宏君

竹内 真二君 補欠 原田大二郎君

串田 誠一君 補欠 松野 明美君

予算委員

神谷 宗幣君 補欠 宮出 千慧君

塩入 清香君 補欠 安達 悠司君

山添 拓君 補欠 大門実紀史君

伊勢崎賢治君 補欠 奥田ふみよ君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

決算委員

長谷川英晴君 補欠 伊勢崎賢治君

大島九州男君 補欠 伊勢崎賢治君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

伊勢崎賢治君 補欠 伊勢崎賢治君

加田 裕之君 石田 昌宏君

鈴木 大地君 自見はなこ君

寺田 静君 脇 雅昭君

長谷川英晴君 かまやち敏君

山田 太郎君 こやり隆史君

石垣のりこ君 田島麻衣子君

山内佳菜子君 郡山りよう君

伊藤 孝恵君 山田 吉彦君

原田大二郎君 竹内 真二君

安達 悠司君 大津 力君

櫻井 祥子君 神谷 宗幣君

大門実紀史君 山添 拓君

大島九州男君 伊勢崎賢治君

かまやち敏君 長谷川英晴君

こやり隆史君 山田 太郎君

郡山りよう君 山内佳菜子君

梅村みずほ君 櫻井 祥子君

伊勢崎賢治君 大島九州男君

浅尾慶一郎君 岩本 剛人君

朝日健太郎君 生稲 晃子君

石田 昌宏君 加田 裕之君

古庄 玄知君 上野 通子君

船橋 利実君 赤松 健君

山本佐知子君 江島 潔君

田島麻衣子君 石垣のりこ君

竹内 真二君 原田大二郎君

自見はなこ君 鈴木 大地君

大津 力君 安達 悠司君

石 平君 (石平君の補欠)

石 平君 (石平君の補欠)

石田 昌宏君 加田 裕之君

古庄 玄知君 上野 通子君

船橋 利実君 赤松 健君

山本佐知子君 江島 潔君

田島麻衣子君 石垣のりこ君

竹内 真二君 原田大二郎君

自見はなこ君 鈴木 大地君

大津 力君 安達 悠司君

石 平君 (石平君の補欠)

石 平君 (石平君の補欠)

石田 昌宏君 加田 裕之君

古庄 玄知君 上野 通子君

船橋 利実君 赤松 健君

山本佐知子君 江島 潔君

田島麻衣子君 石垣のりこ君

竹内 真二君 原田大二郎君

自見はなこ君 鈴木 大地君

大津 力君 安達 悠司君

石 平君 (石平君の補欠)

石 平君 (石平君の補欠)

<p>行政監視委員                  生稲 晃子君                  吉井 章君                  石垣のりこ君                  原田大二郎君                  奥田ふみよ君</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>
<p>補任                  補欠                  松川 るい君                  浅尾慶一郎君                  田島麻衣子君                  竹内 真二君                  大島九州男君</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、天皇誕生日に際し、次の各国議長長より祝辞を接受するとともに、これに対し、各国議会議長宛礼状を発送した。</p>	<p>同日議長は、ハフィズ・ウッディン・アームド・ベトナム社会主義共和国                  チャン・タイン・マン                  国会議長                  レイモンド・ガニエ工                  長                  サイヤド・ユースフ・                  ラザ・ギラーニ上院議                  長                  カナダ                  ベトナム社会主義共和                  国                  同日議長は、ハフィズ・ウッディン・アームド・                  バングラデシュ人民共和国国会議長就任に際し、                  同議長宛祝辞を発送した。                  去る二十七日議長において、次のとおり常任委員                  の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p>
<p>同日議長から次の質問主意書が提出された。                  旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問                  主意書(小西洋之君提出)(第二二二号)                  衆議院議員総選挙時における在外選挙人による                  郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問主意                  書(石垣のりこ君提出)(第二二三号)                  衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職                  員の時間外労働に関する質問主意書(石垣のり                  こ君提出)(第二二四号)                  トランスジェンダー当事者の参政権保障のため                  の投票所運営に関する質問主意書(ラサール石                  井君提出)(第二二五号)</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>
<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>
<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>
<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>
<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政金融委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>	<p>同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。</p>

令和八年三月三十日 参議院会議録第六号 議長の報告事項

経済産業委員

那山りよう君

補欠 森本 真治君

国土交通委員

西田 昌司君

補欠 山本佐知子君

馬場 成志君

若井 敦子君

予算委員

船橋 利実君

補欠 鈴木 大地君

福士 珠美君

村田 享子君

伊藤 孝恵君

小林さやか君

奥村 祥大君

田村 まみ君

里見 隆治君

佐々木雅文君

司 隆史君

窪田 哲也君

申田 誠一君

上野はたる君

櫻井 祥子君

安藤 裕君

中田 優子君

塩入 清香君

大門実紀史君

仁比 聡平君

天島 大輔君

伊勢崎賢治君

決算委員

田村 まみ君

補欠 奥村 祥大君

窪田 哲也君

司 隆史君

塩入 清香君

中田 優子君

伊勢崎賢治君

奥田ふみよ君

行政監視委員

村田 享子君

補欠 福士 珠美君

小林さやか君

伊藤 孝恵君

佐々木雅文君

里見 隆治君

議院運営委員

鈴木 大地君

補欠 船橋 利実君

同日議員から次の議案が提出された。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君外一名発議)(参第二号)

所得税法の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君外一名発議(参第三号))

地方税法の一部を改正する法律案(伊藤孝恵君外一名発議(参第四号))

同日内閣から次の議案が提出された。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第二七号)

下水道法等の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

令和八年度一般会計暫定予算(閣予第四号)

令和八年度特別会計暫定予算(閣予第五号)

令和八年度政府関係機関暫定予算(閣予第六号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員伊勢崎賢治君提出集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准等に関する質問に対する答弁書(第一七号)

参議院議員石垣のりこ君提出陸上自衛隊健康駐屯地におけるミサイル配備及び保安距離の確保に関する質問に対する答弁書(第一八号)

同日内閣から、地方財政法第三十条の二第一項の規定に基づく「地方財政の状況」の報告を受領した。

同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三十六条の規定に基づく令和七年における通信傍受等に関する報告を受領した。

同日内閣から、アルコー健康障害対策基本法第十二条第六項の規定に基づくアルコー健康障害対策推進基本計画の変更の報告を受領した。

同日内閣を経由して国土交通大臣から、観光立国推進基本法第十条第五項において準用する同条第四項の規定に基づく観光立国推進基本計画の変更の報告を受領した。

同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和七年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。

令和八年度一般会計暫定予算(閣予第四号)

令和八年度特別会計暫定予算(閣予第五号)

令和八年度政府関係機関暫定予算(閣予第六号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

令和八年度一般会計暫定予算、令和八年度特別会計暫定予算及び令和八年度政府関係機関暫定予算審査報告書

審査報告書

令和八年度一般会計暫定予算

令和八年度特別会計暫定予算

令和八年度政府関係機関暫定予算

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和八年三月三十日

参議院議長 関口 昌一殿

予算委員長 藤川 政人

要領書

一、委員会の決定の理由

令和八年度一般会計暫定予算、令和八年度特

別会計暫定予算及び令和八年度政府関係機関暫定予算は、令和八年度本予算が年度内に成立することが困難となった場合に備えて、令和八年四月一日から同年四月十一日までの期間に係る応急的な措置として編成されたものである。

一般会計暫定予算は、歳出において、暫定予算期間中における人件費、事務費等の経常的経費のほか、既定施策に係る経費について行政運営上必要最小限の金額を計上することとしているが、国民生活等に支障が生じないよう、期間中に特に必要があるものについては、新規施策に係る経費についても計上することとしている。

歳入においては、税込及びその他収入についての暫定予算期間中の収入見込額を計上することとしている。

この結果、令和八年度一般会計暫定予算の総額は、歳入六百四十四億四千九百二十二万二千円、歳出八兆五千六百四十一億百三十五万五千円であつて、差引き八兆四千九百九十六億五千二百二十二万九千円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ財務省証券を発行することができることとしている。

特別会計暫定予算及び政府関係機関暫定予算については、一般会計に準じて編成されている。

右の措置は、本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものとする。

令和八年度一般会計暫定予算

右は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月三十日

参議院議長 関口 昌一殿

衆議院議長 森 英介

令和八年度特別会計暫定予算  
右は本院において可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月三十日  
衆議院議長 森 英介  
参議院議長 関口 昌一殿

令和八年度政府関係機関暫定予算  
右は本院において可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

令和八年三月三十日  
衆議院議長 森 英介  
参議院議長 関口 昌一殿

投票者氏名

日程第一 令和八年度一般会計暫定予算  
日程第二 令和八年度特別会計暫定予算  
日程第三 令和八年度政府関係機関暫定予算  
賛成者氏名 一三〇名

青木 一彦君 赤松 健君  
浅尾慶一郎君 朝日健太郎君  
阿達 雅志君 有村 治子君  
生稻 晃子君 石井 準一君  
石井 浩郎君 石田 昌宏君  
磯崎 仁彦君 井上 義行君  
猪口 邦子君 今井絵理子君  
岩本 剛人君 いんどう周作君  
上野 通子君 白井 正一君  
江島 潔君 大家 敏志君  
岡田 直樹君 小川 克巳君  
越智 俊之君 梶原 大介君  
加田 裕之君 加藤 明良君  
かまやち敏君 神谷 政幸君  
北村 経夫君 木村 義雄君  
見坂 茂範君 上月 良祐君

古賀友一郎君 古庄 玄知君  
小林 一大君 小林孝一郎君  
こやり隆史君 酒井 庸行君  
櫻井 充君 佐藤 啓君  
自見はなこ君 清水 真人君  
進藤金日子君 末松 信介君  
鈴木 大地君 鈴木 宗男君  
高橋 克法君 高橋はるみ君  
滝波 宏文君 鶴保 庸介君  
出川 桃子君 寺田 静君  
友納 理緒君 永井 学君  
中曾根弘文君 中西 祐介君  
西田 昌司君 西田 英範君  
野上浩太郎君 野村 哲郎君  
橋本 聖子君 長谷川 岳君  
長谷川英晴君 馬場 成志君  
東野 秀樹君 福岡 資麿君  
福山 守君 藤井 一博君  
藤川 政人君 藤木 眞也君  
船橋 利実君 古川 俊治君  
星 北斗君 堀井 蔵君  
本田 顕子君 舞立 昇治君  
松川 るい君 松下 新平君  
松村 祥史君 松山 政司君  
三原じゅん子君 宮沢 洋一君  
宮本 和宏君 宮本 周司君  
森 まさこ君 山下 雄平君  
山田 太郎君 山田 宏君  
山谷えり子君 山本 啓介君  
山本佐知子君 山本 順三君  
吉井 章君 若井 敦子君  
若林 洋平君 脇 雅昭君  
渡辺 猛之君 青木 愛君  
石垣のりこ君 石橋 通宏君  
泉 房穂君 打越さく良君  
小沢 雅仁君 鬼木 誠君

勝部 賢志君 岸 真紀子君  
木戸口英司君 熊谷 裕人君  
郡山りょう君 古賀 千景君  
古賀 之士君 小島とも子君  
小西 洋之君 斎藤 嘉隆君  
塩村あやか君 柴 愼一君  
杉尾 秀哉君 高木 真理君  
田島麻衣子君 田名部匡代君  
辻元 清美君 徳永 エリ君  
長浜 博行君 羽田 次郎君  
広田 一君 福士 珠美君  
牧山ひろえ君 村上 亨子君  
水岡 俊一君 三上 えり君  
森 ゆうこ君 森本 真治君  
山内佳菜子君 横沢 高德君  
吉川 沙織君 吉田 忠智君  
蓮 舫君 足立 康史君  
磯崎 哲史君 伊藤 孝恵君  
伊藤 辰夫君 上田 清司君  
牛田 茉友君 江原くみ子君  
奥村 祥大君 かこしま彰宏君  
川合 孝典君 後藤 斎君  
小林さやか君 榎葉賀津也君  
竹詰 仁君 田村 まみ君  
堂込麻紀子君 庭田 幸恵君  
芳賀 道也君 浜口 誠君  
平戸 航太君 原田 秀一君  
水野 孝一君 舟山 康江君  
秋野 公造君 山田 吉彦君  
伊藤 孝江君 石川 博崇君  
川村 雄大君 上田 勇君  
佐々木雅文君 窪田 哲也君  
下野 六太君 杉 隆治君  
高橋 光男君 竹内 真二君  
竹谷とし子君 谷合 正明君

反対者氏名

司 隆史君 西田 実仁君  
原田大二郎君 三浦 信祐君 平木 大作君  
横山 信一君 横山 信一君 宮崎 勝君  
浅田 均君 石井 健太君  
石井めぐみ君 猪瀬 直樹君  
上野ほたる君 岡崎 太君  
嘉田由紀子君 片山 大介君  
金子 道仁君 串田 誠一君  
佐々木りえ君 柴田 巧君  
石 平君 高木かおり君  
中条きよし君 新実 彰平君  
松沢 成文君 松野 明美君  
安達 悠司君 安藤 裕君  
岩本 麻奈君 梅村みずほ君  
大津 力君 神谷 宗幣君  
後藤 翔太君 櫻井 祥子君  
塩入 清香君 杉本 純子君  
中田 優子君 初鹿野裕樹君  
松田 学君 宮出 千慧君  
山中 泉君 北村 晴男君  
百田 尚樹君 伊波 洋一君  
高良 沙哉君 安野 貴博君  
尾辻 朋実君 福島みずほ君  
ラサール石井君 齊藤健一郎君  
ながえ孝子君 平山佐知子君  
福山 哲郎君 望月 良男君

一名

岩渕 友君 吉良よし子君  
小池 晃君 白川 容子君  
大門実紀史君 仁比 聡平君  
山添 拓君 伊勢崎賢治君  
大島九州男君 奥田ふみよ君  
天島 大輔君

参議院本会議における質疑に対する高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年三月十二日

奥田ふみよ

参議院議長 関口 昌一殿

参議院本会議における質疑に対する高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書

令和八年二月二十六日の参議院本会議における私の質疑に対する高市早苗内閣総理大臣の答弁について、以下質問する。

一 旧統一教会関連団体や関係者が高市内閣総理大臣の政治資金パーティー券を購入した事実の有無に係る質疑に対し、高市内閣総理大臣は「報道していた週刊誌側にも明確に否定をいたしました。その際、事務所に保管されている資料を確認させましたが、旧統一協会の関連団体や関係者がパーティー券を購入したという記録は確認できなかったものでございます。」と答弁した。

1 前記答弁における「報道していた週刊誌」である「週刊文春」令和八年二月五日号は、高市事務所の内部資料であるエクセルファイルに、旧統一教会関連団体と関係者が高市内閣総理大臣の政治資金パーティー券を購入した事実が記載されていたと報道している。同報道におけるエクセルファイル(同報道では、「電子データのプロパティには「前回保存者名」が記されている。そこには「Kinoshita」とある。」とされている。)とは、前記答弁における「事務所に保管されている資料」か示されない。

2 前記答弁における「週刊誌側にも明確に否定」とは、前記エクセルファイルの存在自体を否定したという意味か、又は、存在は認め

た上でその記載内容を否定したという意味か示されたい。

3 前記答弁における「事務所に保管されている資料」とは、前記エクセルファイルのみを指すか、又は、それ以外の別の資料も含まれるか示されたい。

二 スタンドオフミサイル配備計画に係る質疑に対し、高市内閣総理大臣は、「戦後最も厳しく複雑な安全保障関係に直面する中、スタンドオフミサイルの配備は我が国の抑止力、対処力を向上させる重要な取組です。」「これまで進めてきた防衛力の抜本的強化は、我が国の抑止力を高め、相手に攻撃を思いとどまらせ、事態発生そのものの可能性を低下させることにつながります。」と答弁した。

イランは、射程二千キロメートルに及ぶ弾道ミサイルを保有しているとされている。また、令和七年版防衛白書によれば、米国防務局は令和元年に公表した報告書の中で、イランの抑止力を構成する要素の一つとして「長距離打撃が可能な弾道ミサイル」を挙げるなど、米国はイランの弾道ミサイルを抑止力として認めている。しかし、当該弾道ミサイルは、令和八年二月二十八日に始まった米国及びイスラエルによるイランへの空爆を抑止できなかった。当該事例を踏まえると、大国が武力の行使を決定した場合、武力を行使される側がスタンドオフミサイルを保有していても抑止力にならないことは明らかである。

日本におけるスタンドオフミサイルの配備は、前記答弁にある「我が国の抑止力、対処力を向上させ」、「我が国の抑止力を高め、相手に攻撃を思いとどまらせる」ことにつながると思料するが、政府の認識を示されたい。

また、スタンドオフミサイルの配備に予算を費やすのではなく、米国及びイスラエルの武力の行使を明確に非難し、あらゆる国による違法

な武力の行使を許さない国際世論の構築に努めるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 軍事予算よりも農業予算を増やすべきとの質疑に対し、高市内閣総理大臣は、「農林水産政策に関しては、万が一の不測の事態にも食料安全保障が確保されるよう、農林水産業を振興し、食料自給率の向上を図ることが最も重要な課題の一つです。このため、五年間の農業構造転換集中対策期間において、別枠予算を確保し、農地の大区画化、共同利用施設の再編、集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換、実装、輸出産地の育成など、農業の構造転換への集中投資を実施していくこととしています。」と答弁した。同答弁中に列挙されている施策に係る予算の総額を示されたい。また、政府は、「万が一の不測の事態にも食料安全保障が確保される」ため、当該施策の実施で十分であると考えているか、考えている場合はその根拠ととも示されたい。

右質問する。

令和八年三月二十四日  
内閣総理大臣 高市 早苗  
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員奥田ふみよ君提出参議院本会議における質疑に対する高市内閣総理大臣の答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員奥田ふみよ君提出参議院本会議における質疑に対する高市内閣総理大臣の答弁に関する質問に対する答弁書

一 について  
お尋ねは、高市内閣総理大臣個人の政治活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。  
二 について  
お尋ねの「抑止力」については、令和八年二月

二十六日の参議院本会議において、高市内閣総理大臣が「これまで進めてきた防衛力の抜本的強化は、我が国の抑止力を高め、相手に攻撃を思いとどまらせ、事態発生そのものの可能性を低下させることにつながります」と答弁するとともに、「防衛力の抜本的強化」の一環である御指摘の「スタンドオフミサイルの配備」について、「戦後最も厳しく複雑な安全保障関係に直面する中、．．．我が国の抑止力、対処力を向上させる重要な取組です」と答弁しているところ、こうした認識については、現時点においても変わりはなく、政府としては、引き続き、スタンド・オフ防衛能力の構築に向けて取り組んでいく考えである。

その上で、お尋ねの「違法な武力の行使を許さない国際世論の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、現下のイランをめぐる情勢について、国際社会とも緊密に連携し、事態の早期の沈静化に向け、必要なあらゆる外交努力を行ってきている。その一環として、茂木外務大臣は、令和八年三月六日にイスラエルのサル外務大臣と電話会談を行い、同国に対して事態の早期の沈静化を強く望む旨働きかけたところである。また、高市内閣総理大臣は、同月十一日に「G7首脳オンライン会議」に参加し、米国を含むG7各国に対してこうした我が国の立場を説明したところである。政府としては、今後も、様々な機会を捉え、事態の早期の沈静化に向けた外交努力を継続していく考えである。

三 について  
前段のお尋ねについては、御指摘の答弁における「五年間の農業構造転換集中対策期間」措置することとしている「農地の大区画化、共同利用施設の再編、集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換、実装、輸出産地の育成など」に係る「別枠予算」として、これまでの間、

令和六年度補正予算並びに令和七年度当初予算及び補正予算において、合計三千六百四十八億円を措置するとともに、今国会に提出している令和八年度予算においては四百九十四億円を計上している。

後段のお尋ねについては、我が国の食料安全保障の確保に向けて、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより、国民に対する食料の安定的な供給を行うこととしており、御指摘の答弁における「万が一の不測の事態においても対応できるよう、お尋ねの当該施策の実施」を含め、必要な施策を総合的に講ずることとしている。

国民保護法における国及び地方公共団体の役割分担等の在り方に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年三月十二日

高良 沙哉

参議院議長 関口 昌一殿

国民保護法における国及び地方公共団体の役割分担等の在り方に関する質問主意書  
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。)は、国及び地方公共団体の役割分担や協議手続、計画策定・変更の在り方について詳細に規定している。しかし、国民保護法に基づき都道府県や市町村に設置される協議会(以下「協議会」という。)や協議手続、計画の策定及び変更等の関連施策について、政府がどの程度関与するか、法文上明確とは言えない。武力攻撃事態等に備えるという国民保護法の趣旨に基づき、政府が地方公共団体の計画等を十分に把握する必要があることは言うまでもない。

沖縄県では、避難施設整備、図上訓練、離島住民避難等に関する各種取組が県を中心に進められている。しかし、これらの取組が国民保護法上のいかなる法的根拠に基づいて推進されているか、また、国民保護法に規定する「重要事項」又は「軽微な変更」のいずれに該当するかは必ずしも明確ではない。

一 国民保護法第三十七条及び第三十八条に基づき設置される協議会について、政府として詳細を十分把握しているか示されたい。特に、沖縄県国民保護協議会について、二〇一九年度以降の開催年月日、開催回数、議題及び審議事項を示されたい。その際、政府が詳細を把握した方法又は根拠(報告、照会、提出資料、その他の手段等)を特定して示されたい。

二 国民保護法第三十七条に規定する国民の保護のための措置に関する「重要事項」について、どのような事項が該当するか、具体的な判断基準及び想定される事例を示されたい。また、第三十三条第七項、第三十四条第八項、第三十五条第八項、第三十六条第七項、第三十七条第三項及び第三十九条第三項にそれぞれ規定する「軽微な変更」について、どのような変更が「軽微な変更」として協議会の諮問等の対象から除外されるか、具体的な判断基準及び想定される事例を示されたい。

三 内閣官房「国民保護ポータルサイト」に掲載されている「武力攻撃を想定した避難施設(シェルター)の確保に係る基本的考え方」及び「特定臨時避難施設の技術的ガイドライン」について、国民保護法又は関係法令のいずれの規定に基づき策定されたか、条文を特定して示されたい。また、これらに基づき地方公共団体が避難施設を設置、整備又は指定を行う場合、その意思決定は、「重要事項」又は「軽微な変更」のいずれに該当するかを明確に示した上で、その法的根拠及び判断理由を示されたい。

令和八年三月三十日 参議院会議録第六号 質問主意書及び答弁書

四 内閣官房「国民保護ポータルサイト」に掲載されている「沖縄県の離島からの住民避難に関する取組」について、当該取組が国民保護法のいずれの規定に基づき実施されたか、条文を特定して示されたい。また、当該取組により、住民の避難先、避難手段又は受入体制等が具体化されることは、「重要事項」に該当すると考えているか、該当性の有無及びその理由を含め、政府の見解を示されたい。

五 沖縄県は、公式サイトにおいて令和四年度から令和七年度の沖縄県国民保護図上訓練について公表している。当該訓練の実施について、政府は把握しているか示されたい。

六 都道府県や市町村が実施する図上訓練は、国民保護法又は関係法令のいずれの規定に基づき実施されているか、条文を特定して示されたい。また、当該訓練の実施に当たり、訓練内容、想定事態、参加機関等を決定する過程で作成された資料又は行われた協議については、「重要事項」又は「軽微な変更」のいずれに該当すると判断しているか、判断理由とともに示されたい。

七 市町村が国民の保護に関する計画を変更する際の根拠となる国民保護法又は関係法令の条文を示されたい。また、計画の変更の内容が「重要事項」又は「軽微な変更」のいずれに該当するか判断主体及び判断手続を具体的に示されたい。

八 国民保護法に基づく計画変更が「軽微な変更」に該当するとして協議会を経ずに進められている場合、実質的に法定手続を逸脱した状態で資金が支出されていることにならないか、政府の見解を示されたい。

九 日本国憲法及び財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の趣旨に照らせば、国費の支出には厳格な法的根拠及び妥当性が求められる。国民保護法に基づく事業に対して国庫負担金又は交付金を支出する場合、その事業が「法に基づき

適正に決定された計画」に基づくものであることが、公金支出の正当性を担保する前提であると考えられる。

地方公共団体等が「軽微な変更」に該当すると判断し、協議会を経ずに計画変更した場合において、当該判断が不適切と認められるとき、政府は協議会の開催を促すなど正を求める権限を有しているか、見解を示されたい。また、「軽微な変更」に該当する場合であっても、住民の生命・身体・財産に影響を及ぼし得る内容を含むときに、住民への説明や周知を簡略化することが許されるか、住民への説明や周知の要否及びその水準について、政府の見解を示されたい。

十 市町村による国民の保護に関する計画の変更が「軽微な変更」と判断された事例について、政府が事後的に妥当性を確認又は検証する仕組みはあるか示されたい。ある場合にはその内容を、ない場合にはその理由を示されたい。

十一 石垣市は二〇一九年十二月、石垣市国民保護計画の一部を変更した。同市公式サイトによれば、「今回の変更は、国民保護法施行令第五条の軽微な変更」に該当するため、協議会を開催せず、意見照会のみ実施したとされている。政府は、国家全体の国民保護計画との整合性を確保するため、前記のような地方公共団体の「軽微な変更」についても把握する必要があると考えるが、政府は石垣市の変更案を把握していたか示されたい。また、当該変更について、政府は具体的にどの点が「軽微な変更」に該当すると整理しているか、該当箇所及び判断理由を示されたい。さらに、当該変更が「重要事項」に該当し得る内容を含んでいた場合、協議会を開催しないことは国民保護法の趣旨に反しないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員高良沙哉君提出国民保護法における  
国及び地方公共団体の役割分担等の在り方に関  
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員高良沙哉君提出国民保護法にお  
ける国及び地方公共団体の役割分担等の在  
り方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「詳細を十分把握しているか」の具体  
的に意味するところが必ずしも明らかではない  
が、武力攻撃事態等における国民の保護のため  
の措置に関する法律(平成十六年法律第百十二  
号。以下「国民保護法」という。)第三十七条第一  
項に規定する都道府県国民保護協議会(以下「都  
道府県協議会」という。)の沖縄県を含む個々の  
地方公共団体における「開催年月日、開催回  
数、議題及び審議事項」については把握してい  
ない。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、  
国民保護法第三十七条第二項は、都道府県協議  
会がつかさどる事務として、都道府県知事の諮  
問に応じて当該都道府県の区域に係る国民の保  
護のための措置に関する重要事項を審議するこ  
と及び当該重要事項に関し、都道府県知事に意  
見を述べることを規定しているところ、当該重  
要事項としては、主に国民保護法第三十四条第  
二項第二号に掲げる事項を想定しているが、具  
体的にどのような事項を都道府県協議会に諮問  
するかについては、国民保護法第三十七条第三  
項本文の規定に該当する場合を除き、各都道府  
県の判断に委ねられているものと解している。

また、国民保護法第三十三条第七項ただし  
書、第三十四条第八項ただし書、第三十五条第

八項ただし書及び第三十六条第七項ただし書の  
政令で定める軽微な変更については、武力攻撃  
事態等における国民の保護のための措置に関す  
る法律施行令(平成十六年政令第二百七十五  
号。以下「国民保護法施行令」という。)第五条に  
おいて規定しているところである。

三について

お尋ねの「武力攻撃を想定した避難施設  
(シェルター)の確保に係る基本的考え方」及び  
「特定臨時避難施設の技術的ガイドライン」に  
ついては、国民保護法第五十条において、  
「政府は、武力攻撃災害から人の生命及び身体  
を保護するために必要な機能を備えた避難施設  
に関する調査及び研究を行うとともに、その整  
備の促進に努めなければならない」と規定され  
ていることを踏まえて策定したものである。

お尋ねの「重要事項」又は「軽微な変更」のい  
ずれに該当するかの意味するところが必ずし  
も明らかではないが、具体的にどのような事項  
を都道府県協議会又は国民保護法第三十九条第  
一項に規定する市町村国民保護協議会(以下「市  
町村協議会」という。)に諮問するかについて  
は、各地方公共団体の判断に委ねられているも  
のと解している。また、御指摘の「地方公共団  
体が避難施設の設置、整備又は指定を行う場  
合、その意思決定は、国民保護法第三十四条  
第一項及び第三十五条第一項に規定する国民の  
保護に関する計画(以下「国民保護計画」とい  
う。)の作成又は変更に当たらないものではないた  
め、国民保護法第三十七条第三項又は第三十九  
条第三項の規定により、都道府県知事又は市町  
村長が、都道府県協議会又は市町村協議会に諮  
問しなければならない事項に当たらず、国民保  
護法施行令第五条で定める軽微な変更にあた  
るか否かの問題が生ずるものでもないと考えてい  
る。さらに、国民保護法第四十八条第一項及  
び第八十四条第一項の規定により、都道府県

知事等は、武力攻撃事態等において住民を避難  
させ、又は避難住民等の救援を行うため、あら  
かじめ、一定の基準を満たす施設を避難施設と  
して指定しなければならないとされていること  
である。

四について

お尋ねの「沖縄県の離島からの住民避難に関  
する取組のうち、例えば、沖縄県国民保護共同  
図上訓練」については、国民保護法第四十二条  
第一項に基づき実施されているものである。

また、お尋ねの「重要事項」に該当すると考  
えているか」の意味するところが必ずしも明  
かではないが、具体的にどのような事項を都道  
府県協議会又は市町村協議会に諮問するかにつ  
いては、各地方公共団体の判断に委ねられてい  
るものと解している。なお、御指摘の「当該取  
組により、住民の避難先、避難手段又は受入体  
制等が具体化されること」は、国民保護計画の  
作成又は変更に当たらないため、国民  
保護法第三十七条第三項又は第三十九条第三  
項の規定により、都道府県知事又は市町村長が、  
都道府県協議会又は市町村協議会に諮問しな  
ければならない事項には当たらないものと考え  
ている。

五について

お尋ねの訓練が実施されていたことについて  
は、把握している。

六について

お尋ねの「都道府県や市町村が実施する図上  
訓練」の具体的に意味するところが必ずしも明  
らかではないが、国民保護法第四十二条第一項  
において、国民の保護のための措置についての  
訓練について規定されている。

お尋ねの「重要事項」又は「軽微な変更」のい  
ずれに該当すると判断しているか」の意味する  
ところが必ずしも明らかではないが、具体的に  
どのような事項を都道府県協議会又は市町村協

議会に諮問するかについては、各地方公共団体  
の判断に委ねられているものと解している。ま  
た、お尋ねの「当該訓練の実施に当たり、訓練  
内容、想定事態、参加機関等を決定する過程で  
作成された資料又は行われた協議」は、国民保  
護計画の作成又は変更にあたらないものではないた  
め、国民保護法第三十七条第三項又は第三十九  
条第三項の規定により、都道府県知事又は市町  
村長が、都道府県協議会又は市町村協議会に諮  
問しなければならない事項に当たらず、国民保  
護法施行令第五条で定める軽微な変更にあた  
るか否かの問題が生ずるものでもないと考えてい  
る。

七について

市町村における国民保護計画の変更について  
は、国民保護法第三十五条第八項に基づき行わ  
れることとなる。

お尋ねの「重要事項」又は「軽微な変更」のい  
ずれに該当するかの意味するところが必ずし  
も明らかではないが、国民保護法第三十九条第  
三項において、市町村長は、国民保護計画を変  
更するときは、国民保護法施行令第五条で定め  
る軽微な変更には該当しない場合において、市町  
村協議会に諮問しなければならないこととされ  
ている。

八について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答え  
することは困難であるが、国民保護法第三十七  
条第三項ただし書又は第三十九条第三項ただし  
書の規定により、国民保護法施行令第五条で定  
める軽微な変更については、都道府県協議会又  
は市町村協議会への諮問を要しないこととされ  
ている。

九について

お尋ねの「地方公共団体等が「軽微な変更」に  
該当すると判断し、協議会を経ずに計画変更し  
た場合において、当該判断が不適切と認められ

るとき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国が地方公共団体に都道府県協議会又は市町村協議会の「開催を促すなど」は正を定める「権限」については、国民保護法において特段の規定は置かれていない。

また、お尋ねの「軽微な変更」に該当する場合であっても、住民の生命・身体・財産に影響を及ぼし得る内容を含むとき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、国民保護法第三十四条第八項において準用する同条第六項又は国民保護法第三十五条第八項において準用する同条第六項において、都道府県知事又は市町村長は、国民保護計画を変更したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならぬこととされている。

十について  
お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、市町村における国民保護計画の変更については、国民保護法第三十五条第八項に基づき、市町村長が実施することとされているため、同項に基づき変更された国民保護計画に関し、お尋ねの「政府が事後的に妥当性を確認又は検証する仕組み」については、国民保護法において特段の規定は置かれていない。

十一について  
お尋ねの「石垣市の変更新案」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、石垣市における国民保護計画の変更の事実については把握しているが、市町村における国民保護計画の変更については国と協議することとされており、お尋ねの「該当箇所及び判断理由」について、お答えすることは困難である。  
また、お尋ねの「当該変更が「重要事項」に該当し得る内容を含んでいた場合、協議会を開催しないことは国民保護法の趣旨に反しないか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかで

はないが、国民保護法第三十九条第三項において、市町村長は、国民保護計画を変更するときは、国民保護法施行令第五条で定める軽微な変更に関する場合には、市町村協議会に諮問しなければならないこととされている。

奨学金返済減税の導入に否定的な高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。  
令和八年三月十二日  
参議院議長 関口 昌一殿  
石垣のりこ

奨学金返済減税の導入に否定的な高市内閣総理大臣の答弁に関する質問主意書  
斎藤嘉隆参議院議員は令和八年二月二十六日の参議院本会議において、奨学金返済減税の実現に向けた検討を提案した。これに対し、高市早苗内閣総理大臣は、「奨学金の貸与を受けなかった方との公平性」、「モラルハザード」が起る可能性、「日本学生支援機構の実施体制」、低所得者への「効果が限定的」などの課題を挙げ、導入に否定的な答弁を行った(以下「総理答弁」という)。

奨学金返済減税の導入により、物価高騰が続く中でも奨学金返還者の可処分所得を確保でき、消費マインドの引下げを押しとどめ、経済の好循環を生むことができると思料する。  
政府の認識を改めて確認するため、以下質問する。

一 総理答弁では、課題として「必要のない奨学金を借りるといったモラルハザードが起る可能性」を挙げている。一般的に、返済義務を伴う借入金について、その一部を所得控除する制度が導入されることで不必要な借入れが誘発されることは考えにくい。総理答弁で示された「モ

ラルハザード」とは具体的にどのような行為を想定しているのか、政府の認識を示されたい。  
また、我が国における過去の税制において、借入金等の返済額に係る所得控除を設けたことにより、不必要な借入れが増加したという統計的な実例はあるか、「モラルハザード」を懸念する根拠を示されたい。

二 総理答弁では、課題として「貸与を受けなかった方との公平性」を挙げている。しかし、奨学金返済減税は、返済原資である所得に対する課税の調整であり、奨学金の元金免除や利息の肩代わりではない。奨学金返済減税が導入された場合、奨学金を利用せずに進学した者と利用して進学した者を比較し、具体的にどのプロセス(所得確保、資産蓄積等)においてどのような不公平が生ずると政府は考えているのか、見解を示されたい。

三 現行の税制優遇措置である「住宅ローン減税」の導入に際し、資金を借り入れて住宅取得した者と借り入れずに自己資金で住宅取得した者との公平性については、同措置の導入を阻む決定的な理由にはならなかったと承知している。住宅取得に際しては借入れを行う者を行わない者がいるところ、両者の公平性に係る政府の見解を示されたい。

その上で、住宅取得のための借入れには税制優遇措置があるにもかかわらず、将来の国力を担う教育のための借入れ(奨学金)には「公平性」を課題として税制優遇措置を導入しない理由を示されたい。また、総理答弁における「公平性」の判断基準を示すとともに、住宅取得のための借入れと教育のための借入れの公平性に係る整合性を示されたい。

四 総理答弁では、課題として「約五百万人の返還者に対応するための日本学生支援機構の実施体制」を挙げている。しかし、所得控除の手続は納税者等が税務当局に対して行うものであ

り、当該機構側に新たに発生する事務は限定的と考える。実施体制を揺るがすほどの負担になると政府が想定している当該機構側に新たに発生する事務について、具体的に示されたい。また、現行の「奨学金返還証明書の発行」等の事務の延長では対応が不可能と考える理由を示されたい。

五 総理答弁では、課題として「所得が小さく所得税の税額がない方や少ない方にはその効果が限定的であること」を挙げている。所得控除では減税効果が少ない場合、社会保障国民会議で検討を始めた「給付付き税額控除」の手法を奨学金返還支援にも適用することで、公平かつ効果的な支援が可能になると思料する。「効果が限定的であること」を理由に奨学金返済減税の検討さえも否定しながら、給付付き税額控除の検討を進める政府の姿勢は矛盾していると考えられる。政府は、奨学金返還支援に給付付き税額控除の手法を用いることを検討するか示されたい。検討しない場合、その理由を示されたい。  
右質問する。

令和八年三月二十四日  
内閣総理大臣 高市 早苗  
参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出奨学金返済減税の導入に否定的な高市内閣総理大臣の答弁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出奨学金返済減税の導入に否定的な高市内閣総理大臣の答弁に関する質問に対する答弁書  
一 について  
お尋ねの「モラルハザード」を懸念する根拠については、令和八年三月四日の衆議院文部科学委員会において、松本文部科学大臣が「先日」の参議院本会議における高市総理の答弁は、奨

学金制度の観点から検討すべき課題の一つといたしまして、齋藤議員からお尋ねのあった奨学金返済減税を仮に制度化した場合に、学業に真摯に取り組むために奨学金の貸与を受けるほとんどの方には関係のないことではあるものの、必要のない奨学金を借りることが生じる可能性もあるとの認識を示したものと承知をしているところであります。日本学生支援機構の貸与型奨学金は、民間教育ローンと異なりまして、無利子又は低利であるとともに、返済能力を審査せず、基準を満たす希望者全員に貸与するという特徴を持つものであります。こうした特徴を前提といたしまして、仮に返還額を所得控除又は税額控除する税制優遇策を設けた場合、既に奨学金を返還中の方への影響はない一方で、これから貸与を受けられる方については、より多くの奨学金の貸与を受けることで、より多くの金銭的利益が得られる仕組みとなることが一例として考えられる」と答弁したとおりであり、また、お尋ねの「モラルハザード」とは具体的にどのような行為を想定しているのかについては、当該答弁で示したとおり、将来における税制上の経済的利益の享受を目的として独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金の貸与を必要以上に受けようとする行為を想定したものであるところ、当該行為がなされる可能性は低いものの無視することはできないと考えている。また、政府として確認した限りでは、税制措置として御指摘の「借入金等の返済額に係る所得控除」を設けた事実は承知していないため、お尋ねの「不必要な借入れが増加した」という統計的な事例はあるかについてはお答えすることは困難である。

二について  
お尋ねについては、仮に、機構の奨学金の返還額の一部を所得税等における所得控除の対象とする税制措置を導入した場合、当該奨学金を

「利用して進学した者」は、当該奨学金の貸与を受けることにより、その返還期間において、当該税制措置による所得控除を受けることによる経済的利益を享受することができるという点で、当該利益を享受することができない当該奨学金を「利用せずに進学した者」との間の公平性に課題があると考えている。  
三について  
御指摘の「住宅ローン減税は、控除対象となる費用等の性格や政策目的に加え、税制の公平性や財政への影響等の様々な要素を総合的に勘案した上で合理的な措置として創設されたものである」と承知している。

その上で、お尋ねの「二公平性」の判断基準」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、税制措置の創設を検討するに当たり勘案される要素は、個々の税制により異なるものであり、御指摘の「教育のための借入れ(奨学金)」に係る「税制優遇措置」を導入することにについては、二について述べたような公平性の観点も含めた慎重な検討が必要であると考えている。  
四について

お尋ねについては、仮に、機構の奨学金の返還額の一部を所得税等における所得控除の対象とする税制措置を導入した場合、当該税制措置の制度の内容に応じた手続を当該奨学金の返還者が行うことができるよう、当該奨学金の返還者の返還金に係る情報を再度整理する事務が新たに発生し、当該事務を円滑に行うための情報システムの改修が必要となることが考えられる。また、お尋ねの現行の「奨学金返還証明書」の発行等の事務の延長では対応が不可能と考える理由については、当該税制措置の実施に伴い証明書の発行を求める者が著しく増加し、現在の機構の体制では対応が困難となる程度の負担が発生することが見込まれる。

五について

御指摘の「給付付き税額控除の手法」としてどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではないが、仮に、機構の奨学金の返還に係る支援助として、当該奨学金の返還額の一部を所得税等における所得控除又は税額控除の対象とする税制措置と当該奨学金の返還者に対する一定額の給付とを組み合わせて行う制度を設ける場合についてのお尋ねであれば、例えば、二について述べたような公平性や四について述べたような機構の負担が発生すること等の課題があるため、現時点において、当該制度を設けることを検討する予定はない。

外国人留学生在の在籍管理に係る改善指導対象校への私立大学等経常費補助金の交付再開に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。  
令和八年三月十二日

参議院議長 関口 昌一殿  
石垣のりこ

外国人留学生在の在籍管理に係る改善指導対象校への私立大学等経常費補助金の交付再開に関する質問主意書

文部科学省は令和八年二月十九日、「外国人留学生在の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」に基づき、大学等の在籍管理に明らかに「帰責性がある」要因で発生した退学者等の人数が全留學生数の五%を超えているとして、東京福祉大学(以下「当該大学」という。)及び名古屋短期大学(以下「当該大学」という。)及び名古屋短期大学を改善指導対象校に指定した旨公表した。当該大学は、留學生二千四百七十人中、帰責性ありの退学者等は百五十二人(六・二%)、名古屋短期大学は、九十四人中七人(七・四%)

だった。

当該大学は、平成二十八年度から平成三十年度に約一万二千人の留學生を受け入れたが、そのうち千六百十人が所在不明、七百人が退学、百七十八人が除籍となっていたことが明らかになり、「消えた留學生問題」として報道された。これを受け、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は当該大学に対し、私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)の不交付を決定した。

しかし、事業団は、当該大学が改善指導対象校に指定された翌日(令和八年二月二十日)、令和元年度から不交付としていた当該大学に対する補助金について、七十五%減額するものの、交付を再開することを決定した。

当該大学の在籍管理が改善したとは言えない現状にあることが判明した直後に、補助金の交付を再開することを踏まえて、以下質問する。

一 当該大学に対する補助金不交付の要因の一つは、創立者である元理事長の中島恒雄氏の不適切な運営への関与と考える。事業団は、令和七年度の当該大学運営において、中島氏の関与が完全に排除されていることについて、いつ、どのような調査をもって確認したか、政府が把握している状況を具体的に示されたい。

二 中島氏は令和八年二月十二日、当該大学名古屋キャンパスを訪問し、幹部教員と面会していたとの情報がある。また、学内手続を一切無視して中島氏への特別指導料を振り込んだ会計責任者は、現在も理事を務めている。こうした現状にもかかわらず、中島氏の当該大学運営への関与が完全に排除されたと事業団が考えるに至った根拠を政府は把握しているか示されたい。

三 令和七年度の当該大学運営において、中島氏の関与が認められる期間がある場合、当該年度の補助金を交付することは不適切と考えるが政府の見解を示されたい。

四 当該大学は令和七年度補助金の交付決定前日、改善指導対象校に指定されている。また、同時期に改善指定対象校に指定された名古屋経営短期大学と比較して留学生数が極めて多く、在籍管理の不備が社会に及ぼす影響は格段に大きい。在籍管理の不備の継続が露呈した直後に、事業団が補助金の再交付を認めた理由を政府は把握しているか示されたい。留学生数に鑑みれば、より厳格な在籍管理が必要と考えるが、政府の認識を示されたい。

五 当該大学院(修士課程・博士課程)において、教育の質が著しく低下しているとの疑義がある。同大学院において、標準修業年限内に卒業・修了ができない学生が三割程度に達しているとの情報がある。政府は、同大学院の直近三箇年の修了率を把握しているか示されたい。把握している場合、その数値を示されたい。

六 留学生の募集に当たり、日本語能力試験(JLPT)N1程度の語学力を求めると大学院もあるが、当該大学院はN2程度の語学力を求めている。しかし、N2程度の語学力さえ持たない学生が多数在籍しているとの指摘がある。大学院設置基準に照らし、同大学院において適切な教育水準が保たれていると判断しているか、政府の認識を示されたい。

七 当該大学院は収容定員を大幅に超過して学生を受け入れているため、教員の指導が行き届かない状況にあると史料する。定員充足率に対して、教育体制が適正か調査を行う必要があると考えるが、政府の認識を示されたい。

八 不動産業者等から当該大学事務局に対し、学生の所在を確認する電話が頻繁にあるとの情報がある。当該大学が学生の居住実態を把握できていない証左であると考え、こうした現場の実態に係る政府の認識を示されたい。

九 当該大学は、留学生の募集エージェントと契約した数の留学生を受け入れられず、同エ

ジェントに対し違約金として五百万円を支払っているとの情報がある。当該情報を政府は把握しているか示されたい。また、外国人留学生の在籍管理を適正に行えず、違約金をも支払っている当該大学に対し、税金を原資とする補助金の交付を是認すべきでないと考え、政府の認識を示されたい。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出外国人留学生の在籍管理に係る改善指導対象校への私立大学等経常費補助金の交付再開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出外国人留学生の在籍管理に係る改善指導対象校への私立大学等経常費補助金の交付再開に関する質問に対する答弁書

一 御指摘の「関与が完全に排除されている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)において、東京福祉大学を設置する学校法人茶屋四郎次郎記念学園(以下「当該法人」という。)が策定した、御指摘の中島氏との関係の遮断や同氏の影響力の排除等に向けた再発防止策(以下「再発防止策」という。)の実施状況について、令和七年七月から令和八年二月までの間において、当該法人から聴取するとともに、当該法人作成の報告書により確認を行ったと承知している。

二 について  
お尋ねの「関与が完全に排除された」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一につ

いて述べたように、事業団において、当該法人からの聴取及び当該法人作成の報告書により再発防止策の実施状況について確認すること等を通じて、当該法人の管理運営の状況が、「私立大学等経常費補助金取扱要領(平成十年二月二十七日日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定。以下「取扱要領」という。)(四)(五)における「改善努力を十分に行っている」と認められるとき」に該当するものと判断したと承知している。

三 について

御指摘の「中島氏の関与が認められる期間」の意味するところが必ずしも明らかではないが、二 について述べたように、事業団において、当該法人からの聴取及び当該法人作成の報告書により再発防止策の実施状況について確認すること等を通じて、当該法人の管理運営の状況が、取扱要領(四)(五)における「改善努力を十分に行っている」と認められるとき」に該当するものと判断した上で、令和七年度の私立大学等経常費補助金を交付したものと承知しており、政府としても事業団の判断が不適切であったとは考えていない。

四 について

文部科学省としては、大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)が外国人留学生を受け入れる際には、その人数の多寡にかかわらず、当該外国人留学生の在籍管理を徹底することが不可欠であると考えているところ、東京福祉大学については、「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針(令和六年四月二十六日文部科学大臣決定)」に基づき、令和六年五月一日を基準日として、「基準日における」同大学の「全留学生数」に対する一年間(同年四月から令和七年三月までの「退学者等(各対象学校の在籍管理に帰責性のない要因で発生した退学者及び除籍者を除く)の人数

の割合が五パーセントを超える」状態にあるとして、「改善指導対象校」に指定したところであるが、お尋ねの「事業団が補助金の再交付を認めた理由」については、二 について述べたように、事業団において、当該法人からの聴取及び当該法人作成の報告書により再発防止策の実施状況について確認すること等を通じて、当該法人の管理運営の状況が、取扱要領(四)(五)における「改善努力を十分に行っている」と認められるとき」に該当するものと判断したものと承知している。

五 について

お尋ねの「同大学院の直近三箇年の修了率」については、政府として把握していない。

六 について

お尋ねの「大学院設置基準に照らし、適切な教育水準が保たれている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、大学院設置基準(昭和四十九年文部省令第二十八号)第一条の三において、「入学者の選抜は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。」と規定されているところ、令和六年度に東京福祉大学が受けた認証評価機関による評価に係る報告書(以下「評価報告書」という。)においては、同大学の大学院の学生を含む「学生の受入れ」に係る「参考意見」として、「アドミSSION・ポリシーに沿った学生が入学しているかについての客観的な検証が行われていないので、対応が望まれる。」と指摘されており、当該指摘を踏まえ、同大学において適切に対応されているものと考えている。

七 について  
お尋ねについては、評価報告書において、東京福祉大学の大学院の学生を含む「学生の受入れ」に係る「改善を要する点」として、「社会福祉

学研究科社会学専攻の博士課程前期の収容  
定員充足率は二・八六倍であり、同博士課程後  
期については六倍となっており、指導に支障を  
来すため改善が必要である。」と指摘されてお  
り、当該指摘を踏まえ、同大学において改善が  
図られることが必要であると考慮しており、政府  
としてお尋ねのような「調査」を行うことは考え  
ていない。

八について

お尋ねは外国人留学生に関するものと考えら  
れるところ、文部科学省においては、「外国人  
留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等に  
ついて(通知)」(令和七年四月二十三日付け七高  
参国第十四号文部科学省高等教育局参事官(国  
際担当)通知)に基づき、大学等に対して、「外  
国人留学生の退学者・除籍者・所在不明者」に  
ついて、毎月報告することを求めているところ  
、御指摘の「不動産業者等から当該大学事務  
局に対し、学生の所在を確認する電話が頻繁に  
あるとの情報」については、政府として把握し  
ていないため、これを前提としたお尋ねにつ  
いてお答えすることは困難である。

九について

お尋ねの「当該情報」については、政府として  
把握していないため、これを前提としたお尋ね  
についてお答えすることは困難であるが、い  
ずれにせよ、三について述べたように、当該法  
人については、事業団において、当該法人から  
の聴取及び当該法人作成の報告書により再発防  
止策の実施状況について確認すること等を通じ  
て、当該法人の管理運営の状況が、取扱要領四  
(五)における「改善努力を十分に行っている  
と認められるとき」に該当すると判断した上で、  
令和七年度の私立大学等経常費補助金を交付し  
たものと承知しており、政府としても事業団の  
判断が不適切であったとは考えていない。

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の  
批准等に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提  
出する。  
令和八年三月十七日

参議院議長 関口 昌一殿

伊勢崎賢治

集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約  
の批准等に関する質問主意書

一 政府は、集団殺害犯罪の防止及び処罰に関す  
る条約(以下「ジェノサイド条約」という。)を締  
結するつもりがあるか見解を示されたい。

二 日本に対する武力攻撃の際、当該武力攻撃を  
行った国又は地域の外国人が日本の領域内にお  
いて、ジェノサイド条約に規定する犯罪及び国  
際刑事裁判所に関するローマ規程(以下「ICC  
規程」という。)の対象犯罪を実行することはあ  
り得ること考えられる。

1 政府は、一九七九年五月二十八日の参議院  
外務委員会において、「わが国の実情にかん  
がみれば、集団殺害犯罪を設ける実態的必要  
性がやはり乏しいと言わざるを得ないという  
ことから加入をしておられないわけでごさいま  
すが、現在の段階では、直ちにはやはりこの  
締約国となる必要性は乏しいと考えておる状  
況でございます。」と答弁した。また、二〇一  
三年十一月五日の衆議院法務委員会におい  
て、「我が国の実情に鑑みれば、この集団殺  
害犯罪を設ける実態的な必要性というのが必  
ずしも非常に大きくないというのが現在の政  
府の考え方でございまして、現時点ではまだ  
締結をしていないということでございます。」  
と答弁した。  
また、政府は、二〇〇七年三月二十八日の  
衆議院外務委員会において、ICC規程に規  
定する犯罪について、「ICCが実際に管轄

権を行使いたしますのは、十分な重大性を有  
する事案についてのみでございます。十分な  
重大性というのは、ICCのこれまでの例で  
いいますと、何千人という人に対する殺害な  
どを指しております。このことを踏まえます  
と、おっしゃいますような事案についてICC  
が管轄権を行使することは、実際には余り  
想定されません。」「実際に管轄権を行使し  
ますのは十分な重大性を有する事案について  
ということでございますので、そのような事  
態が発生することというのは実際には想定さ  
れないというのが政府の判断でございます。」  
と答弁した。

それぞれ答弁について、そのように政府  
が考える理由を示されたい。

2 政府は、日本に対する武力攻撃の際、当該  
武力攻撃を行った国又は地域の外国人が日本  
の領域内ジェノサイド条約に規定する犯罪  
及びICC規程に規定する犯罪を実行するこ  
とを想定しないか見解を示されたい。

3 日本に対する武力攻撃の際、当該武力攻撃  
を行った国又は地域の外国人が日本の領域内  
でICC規程の対象犯罪を実行することはあ  
り得ること考えられ、その場合に、日本と  
してその上官の責任を問うべき場合もあり得  
ると考えられる。

しかし、二〇〇七年四月二十六日の参議院  
外交防衛委員会において、政府は、ICC規  
程について、「上官責任につきましては今申  
し上げたとおりでございます。現実には我が  
国の国内で行われるということが想定がされ  
ないということでありまして、特に上官責任  
が問われなければならないほど組織的な形で  
そういった犯罪が、しかも十分な重大性とい  
う問題をクリアする形で行われるということ  
は到底想定されないとございましてござい  
ます。」と答弁した。

このように政府が考える理由を示され  
た。

三 二〇二五年五月二十八日の衆議院外務委員会  
において、岩屋毅外務大臣(当時)は、「例え  
ば、このジェノサイド条約第三条が規定する集  
団殺害の共同謀議、あるいは直接かつ公然の扇  
動という規定がございましてけれども、その意味  
するところが必ずしも明確ではないといったこ  
ともございます。」と答弁した。また、「この条  
約の締結に向けて真剣に検討を進めるべく、法  
務省を始めとする関係省庁との間で協議を進め  
てきているところでございます。」とも答弁し  
た。

政府は、ジェノサイド条約第三条が規定する  
「集団殺害の共同謀議」及び「直接かつ公然の扇  
動」の検討に当たって、ジェノサイドの「共謀」  
及び「煽動」に係る旧ユーゴスラビア国際刑事裁  
判所及びルワンダ国際刑事裁判所(以下「ICTR  
R」という。)の判例を検討したか示されたい。  
検討したのであれば、検討の内容を示されたい。  
検討していないのであれば、その理由を示  
されたい。

四 ICTRの MUSEMA 事件判決 (Case  
No. ICTR-96-13-T 27 January 2000 以下  
「MUSEMA判決」という。)は、ジェノサイドの  
共同謀議とは、二人以上の者がジェノサイドの  
実行を合意することをいう旨判示した(191. ...  
the Chamber holds that conspiracy to commit  
genocide is to be defined as an agreement  
between two or more persons to commit the  
crime of genocide.)。また、MUSEMA 判決  
は、ジェノサイドの共同謀議罪は、ジェノサイ  
ドが実行されなくても成立する旨判示した  
(194. The Chamber is of the view that the  
crime of conspiracy to commit genocide is  
punishable even if it fails to produce a result,  
that is to say, even if the substantive offence,

in this case genocide, has not actually been perpetrated.)。1 ジェノサイド条約におけるジェノサイドの「共同謀議」の意味するところについて、MUSEMA判決の内容では、何が明らかにならないのか示された。

2 内閣官房特定秘密保護法施行準備室が平成二十六年十二月九日に公表した「特定秘密の保護に関する法律(逐条解説)」では、特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第二十五条第二項の「共謀」について、「改正前の自衛隊法第百二十二条第四項の「共謀」及び刑法第七十八条の「陰謀と同義であり、二人以上の者が漏えい行為等の実行を具体的に計画して、合意するところをいう。必ずしも、実行の細部にわたることを要しないが、漏えい行為等の実行についての抽象的、一般的な合意をするだけでは足りぬ」としている。

MUSEMA判決が判示した共同謀議の内容と特定秘密の保護に関する法律第二十五条第二項の「共謀」の内容は同じか政府の見解を示されたい。異なるのであれば、どこが異なるのか示された。

五 ICJの AKAYESU 事件判決 (Case No. ICTR-96-4-T 2 September 1998 以下「AKAYESU判決」という)は、ジェノサイドの直接かつ公然の煽動とは、公共の場所等における言動、販売・宣伝、文書・図画の掲示等の視覚・聴覚に訴える意思の伝達により、ジェノサイドを実行するよう直接刺激を与えることをいふ旨判示した(559)。In light of the foregoing, it can be noted in the final analysis that whatever the legal system, direct and public incitement must be defined for the purposes of interpreting Article 2(3)(c), as directly provoking the perpetrator(s) to commit

genocide, whether through speeches, shouting or threats uttered in public places or at public gatherings, or through the sale or dissemination, offer for sale or display of written material or printed matter in public places or at public gatherings, or through the public display of placards or posters, or through any other means of audiovisual communication.)。また、AKAYESU判決は、煽動自体が社会にとって危険性の大きい行為であることから、煽動の結果が発生しなくても、煽動罪は成立する旨判示した(562)。...In the opinion of the Chamber, the fact that such acts are in themselves particularly dangerous because of the high risk they carry for society, even if they fail to produce results, warrants that they be punished as an exceptional measure. The Chamber holds that genocide clearly falls within the category of crimes so serious that direct and public incitement to commit such a crime must be punished as such, even where such incitement failed to produce the result expected by the perpetrator.)。

1 ジェノサイド条約におけるジェノサイドの「直接かつ公然の煽動の意味するところ」について、AKAYESU判決の内容では、何が明らかにならないのか示された。

2 破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)第四条第二項は、「この法律で「せん動」とは、特定の行為を実行させる目的をもって、文書若しくは図画又は言動により、人に対し、その行為を実行する決意を生ぜしめ又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与えることを行う」と規定する。また、法務省が運営するウェブサイトで「Japanese Law Translation」では、破壊

活動防止法第四条第二項の「せん動」を「incitement」と訳している。

AKAYESU判決が判示した煽動の内容と破壊活動防止法第四条第二項の「せん動」の内容は同じか政府の見解を示されたい。異なるのであれば、どこが異なるのか示されたい。

右質問する。

令和八年三月二十七日  
内閣総理大臣 高市 早苗  
参議院議長 関口 昌一殿  
参議院議員伊勢崎賢治君提出集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

また、御指摘の「二〇〇七年三月二十八日の衆議院外務委員会」における答弁は、国際刑事裁判所に関するローマ規程(平成十九年条約第六号)における国際刑事裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪と、理論上は我が国の国内法で処罰することができない行為との関係に係るものであり、お尋ねの「理由」については、当該犯罪のほとんどのものはその答弁を行った当時の我が国の国内法において処罰することが可能であることなどを踏まえたものである。

二の2について  
お尋ねについて、政府として様々な事態を想定しているが、これ以上の詳細については、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。

二の3について  
お尋ねについては、御指摘の「二〇〇七年四月二十六日の参議院外交防衛委員会」において、三浦法務省大臣官房審議官(当時)が「上官責任につきましては、現行法で考えますと、ほとんどの場合には行為者である部下の共犯などとして刑法総則等の規定に基づいて処罰することが可能であって、現行法において処罰できないようなことが行われることは現実には想定し難いというところでございます」と答弁したとおりである。

三について  
ジェノサイド条約を締結するためには、ジェノサイド条約上の義務と国内法制との関係を整理する必要があると考えている。そのため、お尋ねの「ジェノサイドの「共謀」及び「煽動」に係る旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所及びルワンダ国際刑事裁判所・・・の判例」を含め、様々な検討を行っているところであり、お尋ねの「検討の内容」について現時点でお答えすることは困難である。

また、御指摘の「二〇〇七年三月二十八日の衆議院外務委員会」における答弁は、国際刑事裁判所に関するローマ規程(平成十九年条約第六号)における国際刑事裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪と、理論上は我が国の国内法で処罰することができない行為との関係に係るものであり、お尋ねの「理由」については、当該犯罪のほとんどのものはその答弁を行った当時の我が国の国内法において処罰することが可能であることなどを踏まえたものである。

二の2について  
お尋ねについて、政府として様々な事態を想定しているが、これ以上の詳細については、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。

二の3について  
お尋ねについては、御指摘の「二〇〇七年四月二十六日の参議院外交防衛委員会」において、三浦法務省大臣官房審議官(当時)が「上官責任につきましては、現行法で考えますと、ほとんどの場合には行為者である部下の共犯などとして刑法総則等の規定に基づいて処罰することが可能であって、現行法において処罰できないようなことが行われることは現実には想定し難いというところでございます」と答弁したとおりである。

三について  
ジェノサイド条約を締結するためには、ジェノサイド条約上の義務と国内法制との関係を整理する必要があると考えている。そのため、お尋ねの「ジェノサイドの「共謀」及び「煽動」に係る旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所及びルワンダ国際刑事裁判所・・・の判例」を含め、様々な検討を行っているところであり、お尋ねの「検討の内容」について現時点でお答えすることは困難である。

四の1及び五の1について  
一般に、国際約束の解釈については様々な議

令和八年三月三十日 参議院會議録第六号 質問主意書及び答弁書

論がある」と承知しており、特定の裁判所における特定の判断のみをもってその意味するところが必ずしも明らかになるものではなく、お尋ねについて断定的にお答えすることは困難である。

四の2及び五の2について

お尋ねの「MUSEMA判決が判示した共同議の内容」及び「AKAYESU判決が判示した煽動の内容」の解釈については、様々な議論がある」と承知しており、お尋ねについて断定的にお答えすることは困難である。

陸上自衛隊健康駐屯地におけるミサイル配備及び保安距離の確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和八年三月十七日

石垣のりこ

参議院議長 関口 昌一殿

陸上自衛隊健康駐屯地におけるミサイル配備及び保安距離の確保に関する質問主意書  
陸上自衛隊は令和八年三月九日未明、他国のミサイル発射拠点を打撃する「反撃能力」に位置付ける長射程ミサイルの発射機等を、熊本市の陸上自衛隊健康駐屯地に搬入した。同駐屯地周辺には、火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号 第一条第十一号に規定する第一種保安物件である学校、保育所、病院等が多数存在している。一方、同施行規則第二十三条は、火薬庫は、その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し保安距離をとらなければならない旨規定している。

一 防衛省は令和二年八月二十八日、自衛隊の火

薬庫について、必要な保安距離が確保されていない不備を確認したことを公表し、火薬貯蔵量の調整等の改善措置を講じた」と承知している。

健康駐屯地において、現在、同様の不備が生じていないか示されたい。また、将来にわたり、同様の不備が生じない」と断言できるか政府の認識を示されたい。

二 過去に組織的な法令違反があったことに鑑みれば、政府は、新設される火薬庫の安全性について、周辺住民に対する詳細な説明を行う責任がある。それにもかかわらず、現在、火薬の種類、量、火薬庫の具体的な位置、壁の厚さ等を一切明らかにしていない。これらを明らかにしない理由を具体的に示されたい。

三 保安距離の適正性を国民が監視するためには、基礎となる距離情報の開示が不可欠である。健康駐屯地の敷地境界線から最も近い第一種保安物件について、同駐屯地の敷地境界線及び敷地中央部からの直線距離をそれぞれ示されたい。また、今回、同駐屯地内に設置される火薬庫と当該保安物件との直線距離は、前記直線距離の範囲内になるとの認識で間違いないか示されたい。

四 三において質問した直線距離及び前記施行規則に基づき、火薬庫一庫当たりの火薬貯蔵量は定まる。政府は、法令上許容される火薬貯蔵量を一グラムたりとも超過しないことを確約するか示されたい。

五 運用上の必要性からミサイルの配備数が増加し、法令上許容される火薬貯蔵量を上回るようになる場合、政府は、法令（火薬貯蔵量）を遵守しミサイル配備を断念するか、又は、過去に会計検査院に指摘された事例のように保安距離を確保せずにミサイル配備を強行するか、いずれを選択するか示されたい。

右質問する。

令和八年三月二十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出陸上自衛隊健康駐屯地におけるミサイル配備及び保安距離の確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出陸上自衛隊健康駐屯地におけるミサイル配備及び保安距離の確保に関する質問に対する答弁書

一について

防衛省においては、火薬類の取扱いに関する訓令（昭和五十四年防衛庁訓令第三十六号）に基づき保安検査等を実施することにより、健康駐屯地において火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第二十三条に規定する保安距離（以下「保安距離」という。）が確保されていることを確認している。今後も引き続き、同訓令に基づき保安検査等を適切に実施することにより、保安距離が確保されていることを確認してまいりたい。

二について

御指摘の「火薬の種類、量、火薬庫の具体的な位置、壁の厚さ等」を明らかにすることは、自衛隊の能力等が明らかになることにつながるためである。

三について

お尋ねの「同駐屯地の敷地境界線」からの直線距離については、火薬類取締法施行規則第二十三条第一項において、火薬庫の貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し保安距離をとらなければならないとしているため、把握しておらず、お答えすることは困難である。また、お尋ねの「敷地中央部からの直線距離」については、「敷地中央部」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。さらに、これらを前提とするお尋ね

については、お答えすることは困難である。

四について  
火薬庫の整備に当たっては、火薬庫の貯蔵量に応じて、適正な保安距離を確保する等、安全を確保するための措置を講じている。今後も引き続き、弾薬の保管に当たっては、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）等の関係法令に基づき適切に行ってまいりたい。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、弾薬の保管に当たって、火薬類取締法等の関係法令に基づき適切に行うことは当然である。なお、自衛隊の能力等が明らかになることにつながるため、弾薬の保管場所を明らかにすることは、差し控えることとしている。